



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月22日火曜日 第2758号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 186
 施術機関の指定..... (") ... 186
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 186
 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ... 186
 介護機関(介護予防事業者)の指定..... (") ... 187
 公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 187
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 187
 指定居宅サービス事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 187
 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 187
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 188
 道路の区域変更(県道宿毛城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 188
 道路の供用開始(")..... (") ... 188
 道路の区域変更(県道宇和島城辺線)..... (") ... 188
 道路の供用開始(")..... (") ... 189
 道路の区域変更(県道網代鳥越線)..... (") ... 189
 道路の供用開始(")..... (") ... 189

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 189

告 示

○愛媛県告示第306号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年3月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おち内科クリニック	大洲市若宮985番地1	平成28年2月1日

○愛媛県告示第307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成28年3月22日

○愛媛県告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年3月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おち内科クリニック	大洲市若宮985-1	平成28年1月31日
重松薬局	新居浜市東雲町一丁目3番34号	平成28年2月17日

○愛媛県告示第309号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成28年3月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社花・花	四国中央市川之江町3310番地8	赤いうさぎ	四国中央市川之江町3310番地8	平成28年3月1日

○愛媛県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社花・花	四国中央市川之江町3310番地 8	赤いうさぎ	四国中央市川之江町3310番地 8	平成28年 3月 1日

○愛媛県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛媛県中予地方局久万高原土木事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成27年 9月25日から
平成28年 3月 8日まで
- 3 作業地域 久万高原町（旧久万町、旧柳谷村）

〃	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
〃	白 石 清 和	西条市禎瑞929番地
〃	囧 子 一 義	西条市禎瑞297番地 1
〃	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
〃	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
〃	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地 3
〃	小 山 眞 吾	西条市港363番地
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
〃	小 山 満 信	西条市古川乙262番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地 3
〃	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
〃	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
〃	伊 東 恵 一	西条市古川乙25番地 1
〃	加 藤 一 彦	西条市禎瑞612番地
〃	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
〃	白 石 充	西条市禎瑞929番地
〃	囧 子 一 義	西条市禎瑞297番地 1
〃	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
〃	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
〃	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地 3
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地

○愛媛県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 3月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地 3
〃	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
〃	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
〃	伊 東 恵 一	西条市古川乙25番地 1
〃	加 藤 一 彦	西条市禎瑞612番地

○愛媛県告示第313号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年 3月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人誠志会	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高尾田92番地 2 高尾ハイツ201号	平成28年 2月22日	訪問介護

○愛媛県告示第314号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成 9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 3月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
医療法人誠志会	とべ訪問介護事業所	愛媛県伊予郡砥部町高尾田92番地2高尾ハイツ201号	平成28年2月22日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 3月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
27中局建（開）第48号 平成28年 3月 9日	伊予市米湊字西ノ原671番1、675番5	松山市朝生田町三丁目3番4号 有限会社 朝生田住宅 代表取締役 田 中 浩

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本743番1から 同町脇本740番1まで	旧	メートル 10.5～15.0	キロメートル 0.163	
			新	12.1～34.0	0.147	

○愛媛県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本743番1から 同町脇本740番1まで	平成28年 3月22日

○愛媛県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1288番5から 同町緑甲1211番6まで	旧	メートル 5.3～33.2	キロメートル 0.105	
			新	9.1～33.8	0.105	

○愛媛県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1288番5から 同町緑甲1211番6まで	平成28年 3月22日

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋532番2から 同町油袋529番3まで	旧	メートル 55~23.0	キロメートル 0.145	
			新	12.6~29.4	0.145	

○愛媛県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋532番2から 同町油袋529番3まで	平成28年 3月22日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成28年3月11日あったので公表する。
 平成28年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成28年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成28年 3月25日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。